

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 八年 五月 二十七日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
萩むらた病院	萩市今古萩町三〇番地の一	令和 八年 七月 二十四日
医療法人岩見内科医院	岩国市元町二丁目一番一五号	令和 八年 七月 一日
医療法人社団信愛会 瀬戸整形外科クリニック	山陽小野田市稲荷町一―二〇	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 八年 五月 二十七日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いのうえデンタルクリニック	山口市平井六二二番地	令和 八年 七月 一日
中尾歯科医院	柳井市新庄三〇七の八	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 八年 五月 二十七日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菊川薬局	下関市菊川町大字下岡枝三七四一七	令和 八年 七月 一日
おきのだん薬局	宇部市大字沖ノ且七九〇一	〃
ひまわり薬局下松店	下松市望町五丁目四番八号	〃
横町薬局	岩国市由宇町中央一丁目一〇番一六号	〃
さくら坂薬局	山陽小野田市大字小野田六一〇六の五六	〃
秋芳薬局	美祢市秋芳町秋吉五三四一四	〃
はなばたけ薬局	周南市花畠町四番五号	〃
めぐみ薬局	山陽小野田市大字厚狭一四四四一九	〃